

全国道路・街路交通情勢調査のお知らせ

～自動車の利用実態に関する調査を行います～

国土交通省では、都道府県、政令指定市・高速道路会社と連携して、9～11月に、全国道路・街路交通情勢調査を行います。

交通情勢調査は、昭和3年からおおむね5年毎に実施している全国的な規模の調査で、道路と道路交通の実態を把握し、道路の計画や建設・管理などに役立てることを目的にしています。

道路の状況調査のほか、自動車を持っている人の中から無作為に抽出された家庭にアンケート調査票を配布しますので、調査へのご協力をお願いします。

問合せ = 国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所 調査課 (☎ 0742-33-1391) (建設課)

奈良弁護士会 市民法律講座 (参加無料・要申込)

奈良弁護士会では、広く一般市民に法的知識の普及を図るため、市民法律講座を開催します。

開催日時・テーマ = ※時間は各日、13時～15時

- ・10月10日(土)「相続・遺言」
- ・11月14日(土)「交通事故」
- ・12月12日(土)「労働問題」
- ・平成28年1月9日(土)「近隣トラブル」
- ・平成28年2月13日(土)「成年後見」
- ・平成28年3月12日(土)「建築に関する紛争」

場所 = 奈良弁護士会館 (奈良市中筋町)

申込 = ハガキ・FAXで、住所・名前・電話番号・希望講座を、奈良弁護士会 (〒630-8237 奈良市中筋町22-1、☎ 0742-23-8319) へ

問合せ = 奈良弁護士会 (☎ 0742-22-2035) (人権施策推進課)

登記・税金・年金など 行政何でも相談所 (法律相談併設)

行政相談委員・弁護士・司法書士・税理士・社会保険労務士などが、相談に応じます。

日時 = 10月28日(水) 10時～15時30分
(無料・予約不要)

場所 = イトーヨーカドー奈良店 4階イベント広場
(奈良市二条大路南)

問合せ = 総務省 奈良行政評価事務所 (☎ 0742-24-1100)

(人権施策推進課)

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちに
ご相談ください!



パッケージツアーで
思わぬ追加料金?!

大和郡山市消費者センター
☎ 53-1583 (内線 244)
相談受付 月～金曜日
9時～16時

〈相談事例〉

〈事例①〉 帰りの飛行機が悪天候のため遅れ、乗り継ぎ便に間に合わなかった。代替りの飛行機の手配は旅行会社がしてくれたが、代金は自分で支払った。

〈事例②〉 移動のバスが交通渋滞に巻き込まれ、観光予定だった美術館に行くことができなかった。

私たちが旅行の時に利用することの多いパッケージツアーは、旅行業法では「募集型企画旅行」と言います。旅行業法では「標準旅行業約款」が定められ、多くの旅行会社では、この約款に基づいて、消費者と契約を結んでいます。約款の中には、旅行会社の責任が明記されています。

〈事例①〉の場合、旅行会社には、旅行が円滑に続けられるように、また変更を最小限にとどめるように努力しなければいけない【旅程管理責任】があります。ただし、変更や代替に伴い発生する費用は、旅行者の負担となります。なお、出発前に天候などの影響で、旅行会社がツアーの中止を決めた場合は、キャンセル料は発生せず、全額返金されます。

〈事例②〉は旅行会社の責任ではありませんが、ツアー内容の変更が、約款に規定する「重要な変更」に該当する場合には、旅行会社から一定の変更補償金が支払われます【旅程保証責任】。ただし変更の理由が、天災地変や戦乱、暴動などの場合は、支払いの対象外です。

また約款には、旅行者の責任も記載されています。旅行者は契約書面や最終旅行日程表をよく理解するように努め、旅の途中で何か問題が発生した時には、その場で旅行会社側に申し出なければいけません。

旅行には多少の変更やトラブルが起こりがちですが、約款をよく理解したうえで、より実り多い旅行を楽しみましょう。